

# 第三管区海上保安本部公示第35号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年9月26日

第三管区海上保安本部長

宮本 伸二（公印省略）

## 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 茨城県潮来土木事務所
- (2) 住 所 茨城県潮来市潮来1086-1

## 2 水路測量を実施する区域及び期間

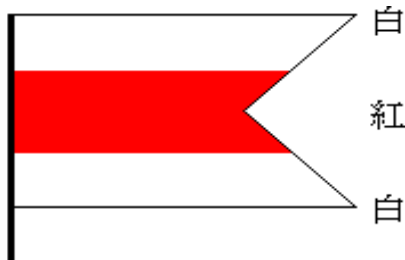
- (1) 区 域 茨城県東茨城郡大洗町大貫町～神栖市波崎地内  
(位置図のとおり)
- (2) 期 間 許可日から令和7年3月15日

## 3 水路測量の実施方法

RTK-GNSSによる測位、単素子音響測深機による測深

## 4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



- (2) 三管区水路通報に掲載する。

# 位置図

